

# 生徒指導上の諸問題における関係機関との 連携方針について

福井県教育委員会

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、今日的な課題に対応していくため、文部科学省は令和4年12月に「生徒指導提要\*（改訂版）」を公表しました。その中では、児童生徒の発達を支えるような生徒指導の在り方や考え方、学校・家庭・関係機関等との連携や協働の重要性等が明示されています。

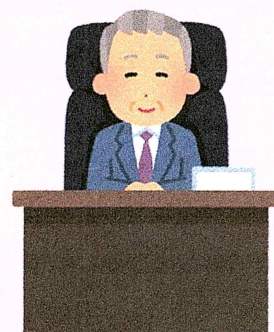


生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書として文部科学省が作成。小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等が、時代の変化に即して網羅的にまとめられています。生徒指導の実践に際し、教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることを目的に作成されています。

【参考】生徒指導提要（改訂版）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1404008\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)

次ページでは、学校と関係機関との連携についての方針の一例をお示しします。



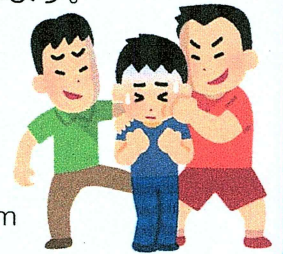


## 暴力行為や重大ないじめ問題について

- ・児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭わないようにする等、児童生徒の健全な育成の観点から、学校と警察が互いに情報共有や相談を行います。
- ・暴力行為や重大ないじめ問題については、学校・家庭・警察等が連携して対応していきます。（「いじめ防止対策推進法」第23条）

【参考】文部科学省 「いじめ防止対策推進法」

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm)



## 虐待をはじめとした福祉的な支援を必要とする児童生徒への対応について

- ・学校は、児童相談所や市町の虐待対応担当課などに、虐待を受けたと思われる児童生徒について、速やかに、通告や情報提供を行う義務があります。（「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」第6条）
- ・虐待をはじめとした福祉的な支援を必要とする児童生徒へは、教育委員会や児童相談所、SSW（スクールソーシャルワーカー）等と連携して対応していきます。

【参考】厚生労働省 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/O1.html>



## インターネット・携帯電話に関わる問題について

- ・学校は、児童生徒のインターネット・携帯電話等の安全利用について、道徳や学活等で行う情報モラル教育を通じて啓発を行います。
- ・プロバイダや携帯電話会社との契約者は保護者ではありますが、児童生徒間におけるインターネットや携帯電話のトラブルについては、学校や警察等も保護者とともに問題の解決に向けて協力します。

【参考】総務省 「インターネットトラブル事例集（保護者・教職員向け）」

[https://www.soumu.go.jp/use\\_the\\_internet\\_wisely/parent-teacher/](https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/parent-teacher/)



お子様が安心・安全に過ごせる魅力ある学校づくりを推進していくためには、学校・家庭・関係機関との連携や協働が重要になります。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。